

令和6年涌谷町議会定例会9月会議（第2日）

令和6年9月13日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第50号 工事請負契約の締結について（令和6年度避難退域時検査等場所円滑化対策工事）

1. 議案第51号 財産の取得について（令和6年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）

1. 議案第52号 涌谷町公共施設等総合管理基金条例

1. 議案第53号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第54号 涌谷町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

1. 議案第55号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

1. 認定第 1号 令和5年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定について

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
9番	伊藤 雅一 君	10番	杉浦 謙一 君
11番	門田 善則 君	12番	竹中 弘光 君
13番	大泉 治 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課 参事兼課長 兼デジタル行政推進室長	高橋 貢 君	企画財政課 参事兼課長	大崎 俊一 君
税務課長	木村 治 君	町民生活課 参事兼課長	今野 優子 君
町民医療福祉 センター長	前沢 政次 君	福祉課 参事兼課長	鈴木 久美子 君
子育て支援課長	佐藤 明美 君	健康課 参事	木村 智香子 君
健康課長	徳山 裕行 君	総務管理課 参事兼課長	紺野 哲 君
産業振興課長	三浦 靖幸 君	建設課 参事兼課長	熱海 潤 君
上下水道課長	岩渕 明 君	会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君
農業委員会会長	日野 善勝 君	農業委員会事務局長	荒木 達也 君
教育委員会教育長	柴 有司 君	教育総務課長 兼給食センター所長	内藤 亮 君
生涯学習課長	阿部 雅裕 君	代表監査委員	城口 貴志生 君

事務局職員出席者

事務局 長	渡邊 千春	総務 班 長	大平 佳矢
-------	-------	--------	-------

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、議案第50号 工事請負契約の締結について（令和6年度避難退域時検査等場所円滑化対策工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 皆さんおはようございます。

午前中は大変いろんな観点からご意見いただきまして、大変ありがとうございます。必ず今年度に生きてくるものと思っております。それでは、今日もよろしくお願い申し上げます。

議案第50号の提案の理由を申し上げます。

本案は、株式会社白岩建設と契約額5,412万円で、令和6年9月4日に仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎 俊一君） それでは、皆さんおはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書11ページをお開きください。

議案第50号 工事請負契約の締結についてとなります。

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び、失礼いたしました、財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記

1、工事名 令和6年度避難退域時検査等場所円滑化対策工事

2、契約金額 5,412万円

3、契約の相手方 宮城県遠田郡涌谷町字六軒町裏191番地1 株式会社白岩建設 代表取締役白岩敬子
令和6年9月12日提出 涌谷町長

本件は、令和6年8月2日に開催しました指名委員会で県内に本支店を有し、土木工事の経営審査、経営事項審査結果の総合評価点が800点以上であることの条件を付した一般競争入札事後審査型郵送方式で実施することに決定し、8月7日に公告、8月29日に開札いたしました。

応札は7者あり、うち有効な入札で最低価格である株式会社白岩建設を落札候補者とし、書類を審査した結果、9月4日に仮契約を締結いたしました。

なお、本件可決後、本契約になる予定でございます。

工事の詳細につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

私のほうからは、本工事におきます施工までの経過並びに工事内容について、説明させていただきます。

議会資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

本工事におきましては、東北電力女川原子力発電所におきまして、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、石巻市、女川町の住民のほか、UPZ圏内の住民の方が一時避難することを想定いたしまして、その避難先に向かう際の避難退域時の検査場として整備を行うものでございます。

本事業におきましては、内閣府の補助を用いながら宮城県が進めております事業でございます。

令和6年度におきましては、涌谷町にとって事業2か年目となるものでございますが、事業主体であります県におきましては、県事業期間が3か年の3年目となって、最終年度となっているところでございます。

これまで宮城県におきましては、退域避難所の検査場所の整備を行うため、コンサル担当業者のほうに委託し、特に避難時の渋滞が予想されるとされる県内の3か所、涌谷町、東松島市、登米市の3か所について、今回避難退域時検査場所の整備が必要であるとされ、事業実施とされたところでございます。

涌谷町におきましては、これまで宮城県との協議を踏まえまして、当交付金を用いまして整備することとしたし、昨年9月議会に設計業務委託料を計上し、実施設計を行ったところでございます。

今回、工事費につきましては、令和6年度当初予算へ計上しておりましたが、今回ただいま企画財政課長が説明いたしましたとおり、入札を実施し、仮契約となり、議案の上程となったものでございます。

では、図面のほうご覧いただければと思います。こちら国道108号線から今回整備いたします涌谷スタジアムの周辺に絡むものでございます。

今回、108号線から整備いたします涌谷スタジアム周辺に入り、まず上段にあります4の④のサブグラウンド検査場所、こちらのほうには大型バスが入るということで、こちらのほうの出入りにするために、出入口についてそれぞれ整備を行うものとしていただいております。

また、オレンジの点線となります小型自動車について、個人の自動車が入ってまいります。こちらにつきましては、涌谷スタジアム検査場所、また②のサッカーグラウンド検査場所として、それぞれに検査場所が設けられ、検査を実施されるものでございます。

それぞれ検査を受けた車におきましては、大型車につきましては、さっきの入りました道路を戻りまして、国道108号線を通じまして大崎市方面へそれぞれ避難するという設定となっておりますところでございます。

小型車におきましては、それぞれ検査を終えた後、県道涌谷田尻線に抜ける形で、それから108号線に抜け、指定されました大崎市方面のそれぞれの避難場所にそれぞれ向かっていただくという内容となっておりますところでございます。

今回、整備の中には、涌谷公民館裏側でございます道路について、当初予定され、提案されましたその北側の道路については、狭隘であることから、新たに道路を整備いたしまして、それぞれの避難路確保を図るものでございます。

なお、今回本工事におきましては、補助交付額の範囲内で進めることとしておりましたが、近年の資材高騰に伴いまして、一部工事内容を変更せざるを得なくなり、②サッカーグラウンド検査場所としておりますところ、こちらのほうにも検査を行う場所として指定するところでございますが、雨天時等、車の乗り入れが非常に厳しいということを踏まえて、側溝等を予定しておりましたが、今回見送りをしていたところでございますが、再度宮城県と協議いたしましたところ、避難退域時検査場所円滑化事業として必要であるということから、今回改めて一部施工を行うため、本議会において追加議案、補正予算追加議案として予定しております一般会計補正予算（第3号）並びに（第4号）において、緊急時避難円滑化事業としてそれぞれ増額をし、本工事とは別の新たな工事として施工を行う予定としておりますところでございます。

なお、事業実施におきましては、引き続き宮城県と協議を続けていく予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号 工事請負契約の締結について（令和6年度避難退域時検査等場所円滑化対策工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 工事請負契約の締結について（令和6年度避難退域時検査等場所円滑化対策工事）は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第2、議案第51号 財産の取得について（令和6年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第51号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町消防団小型動力消防ポンプ付積載車2台を購入するものでございます。

購入につきましては、株式会社古川ポンプ製作所と1,457万2,800円で、令和6年9月4日付の仮契約を締結したところでございます。その物品購入について今回契約を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎 俊一君） それでは、議案書12ページをお開きください。

議案第51号 財産の取得についてとなります。

下記のとおり、財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

記

1、契約の目的 令和6年度小型動力消防ポンプ付積載車購入

2、契約金額 1,457万2,800円

3、契約の相手方 宮城県大崎市古川中里1丁目10番29号 株式会社古川ポンプ製作所 代表取締役氏家英喜
令和6年9月12日提出 涌谷町長

本件は、令和6年8月2日に開催しました指名委員会で、宮城県仙台市以北、仙台市、石巻市、塩竈市から気仙沼市までにかけての県北に、仙台市以北に本社又は支店を有し、過去10か年以内に国内において同種の実績があることの条件を付した一般競争入札事後審査型郵送方式で実施することを決定し、8月7日に公告、8月29日に開札いたしました。

応札は3者あり、うち有効な入札で最低価格である株式会社古川ポンプ製作所を落札候補者とし、書類を審査した結果、9月4日に仮契約を締結いたしております。

なお、本件可決後、本契約になる予定です。

購入しようとする物品の詳細につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 総務課長です。

ただいま企画財政課長から申し上げましたように、今回入札を踏まえまして、仮契約として小型動力ポンプ付積載車2台を購入しようとするものでございます。

現在、涌谷町消防団におきましては、各分団班ごとにそれぞれ配置をされておまして、18台を所有しております。昨年3月に消防庁から小型動力ポンプ付積載車1台が貸与されておりますが、現在所有しているものは一番古いもので、平成7年に購入したものとなっております、もう既に29年が経過しようとしているものでございます。

今回、順次更新を図り、消防団の装備充実を図るためとして、今回購入を図ろうとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号 財産の取得について（令和6年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 財産の取得について（令和6年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第3、議案第52号 涌谷町公共施設等総合管理基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第52号の提案の理由を申し上げます。

本案は、老朽化が進む公共施設等に対して、総合的かつ計画的な管理を行う必要があることから、その財源を確保するため、地方自治法第241条の1項の規定に基づきまして、涌谷町公共施設等総合管理基金を設置する条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎 俊一君） それでは、議案書13ページとなります。

議案第52号 涌谷町公共施設等総合管理基金条例について説明いたします。

本町での設置に当たりましては、庁舎を含めました施設の建て替えについて、これまで議会でご意見を頂戴したところでございます。

その意見を踏まえまして、今後行うべき施設の建て替えのための財源を確保するため本基金を設置しようとするものでございます。

説明に当たりましては、別紙議会資料A4判のものをご覧ください。裏面になります。

よろしいでしょうか。

涌谷町公共施設等総合管理基金の概要となります。

1、設置の目的となります。

当町の公共施設につきましては、老朽化が進んでおり、公共施設総合管理計画では、築30年以上の施設が全体の60%を超え、地方公会計における財務書類で示される資産老朽化比率は81.4%となり、類似団体と比較しても高い水準にあります。今後、計画どおり維持補修などを行うと、10年間で54億円の費用が発生すると見込まれております。

そこで、2、基本方針では主に以下に掲げる事業の財源確保の目的として運用することといたします。

(1) 庁舎建設事業につきましては、本庁舎が昭和35年に建設され、既に60年以上が経過しており、老朽化が激しく、防災拠点としての安全性の確保、防災上の観点からも建て替えが必要と考えております。

(2) 学校建設事業につきましては、町内の小中学校について、昭和50年代に建てられたものが多く、特に涌谷第一小学校につきましては、本庁舎の1年遅れの昭和36年の建設であり、こちらも既に60年以上が経過しております。学校につきましても児童や生徒の学びやすい環境を確保していく上でも、建て替えを考えていかなければならないものと考えております。

(3) 既存施設の長寿命化計画につきましても、本年度予算化しております町営住宅や生涯学習施設など、将来的には国保病院の建て替えも視野に入れていかなければならないものと考えております。これらの財源確保として、今回本基金を設置しようとするものでございます。

財源といたしましては、前年度繰越金の4分の1を基本に、そのほか年度収支の中で予算の確保を図ってまいりたいと考えております。

なお、設置が認められましたら、本9月会議において補正予算で繰越金の4分の1に加え、ふるさと涌谷創生基金から2億円を組替財源とする予定でございます。

それでは、議案書13ページにお戻りください。

条例本文になります。

第1条につきましては設置目的です。第2条については積立てについて、第3条については管理、第4条については運用益金の処理、第5条は処分について、第5条については処分となってこの目的のために行う事業の経費に充てる場合に限り処分することができると規定しております。第6条については繰替運用、第7条については委任についてとなります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） おはようございます。3番黒澤でございます。

この条例が可決されたときに、積立金額を決めて、それを前提に毎年予算編成するのか。また、毎年の積立金額を定めずに、予算編成として年度末に不用額となったものを基金として回すのか。さらに、基金がないと施設の建て替えはできないのか。建て替えを決定した年度から予算処理で実行するのはなぜ駄目なのか、その辺をお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、3番議員にお答えいたします。

まず積立てにつきましては、先ほど申し上げましたとおり繰越金の4分の1は必ず確保して、そのほか予算の中でやりくりをして積み立てていこうとするものでございます。

あと、積立金がたまらないと、建て替え等を実行できないのかというお話でしたが、全てが全てこの基金で賄えるとは思っておりません。そのためにもやはり財政調整基金などを積み立てて、そちらからの財源に充てるということは必要になると思います。事業の決定に当たっては、必要なときに決定していかなければならないので、また基金が想定まで貯まらなくても事業を行うことはあり得ると考えております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） この条例に関しましては、額もはっきりしていない、期間もはっきりしていない。あと前例として言えば、町立病院を建設したときには、当初予算を上回るような予算で病院を建てた前例もございません。

そういう中、喫緊の課題として、建て替えがもう迫っている施設もあるはずですが。例えば小学校とか、先ほど出てきましたけれども、それに関して今後どのような考え、優先順位はどうか、示していただきたいと思っております。施設のですね。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 基金の想定している額、どこまで進むのかということなんですが、想定といたしましては（1）の部分に5億、（2）の部分で5億、（3）の部分で5億と、ざっとしておりますけれども、15億程度は必要なんじゃないかと思っております。

期間については、（3）にございますとおり、既存施設の長寿命化にも充てるということにしておりますので、こちらについては期間長いものとなっておりますので、期間は定めない方針でいきたいと思っております。

この中で、様々な長寿命化、例えば学校に限らず、体育施設であったり、あるいは町営住宅であったりという、長寿命化で大規模改修というのが発生してくる予定です。これに充てていきたいと思っております。

国保病院建てたとき、当初地方財政の予算より多い額を支出したという経緯も聞いております。事業に当たっては、PFIという手法もございます。結局頭金というものがなくても建てられる手法がございますけれども、やはり物を建てていく上ではそれなりのお金を積んでおいて、手元にあってそれを出したほうが、PFIでやるよりは安く上がるということもデータとしては出ておりますので、その辺を考慮して今回基金条例をお願いするものでございます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 様々な施設の建て替えはよろしいのですけれども、これから人口減少に向かい、高齢化する町村をどのようなデザインにしていくのか。そういう計画が必要だと思われるところでございます。

町は令和5年に非常事態宣言を解除して、今後、今までやれなかった事業を本格化して、町民に返していく時期と思われましたが、人口減少のインフラや整備などに向かうものと考えておりましたけれども、今後も財政の圧縮は続いていくのか。そういう可能性もあると思われま。

なので、この条例案を町民との懇談を今回のテーマの一つとして、町民の意見を聴きながら、条例の提案をしても遅くはないのではないか。各年代にわたって、将来の涌谷の将来像をみんなで考えていくべきだと思っておりますけれども、執行部にはそういう考えはないのかお聴きします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それではお答えいたします。

すみません、先ほど優先順位ということも答弁忘れておまして、申し訳ございませんでした。優先順位も絡んできますけれども、やはり涌谷町、人口今減少しております。これからも減少していくという予想が立てられているところです。これから涌谷町のまちづくり、これからどうしていくのか、やはり減っていく、減少していく、人口に合わせた規模でまちづくりを行っていかねばならないと思っています。

そのためにも、やはり公共施設の在り方、見直しというのは必要になってくると思います。その中でやはり優先順位というものを立てていかねばならないと思っておりますけれども、先日全員協議会で町長がお話しました、お願いしましたとおり、議員の皆様と優先順位については、一緒に考えていきたいと思っております。

なおさら建物を建てるには、やはり手元に、個人で家を建てるにしても、頭金というのはやはり貯金としてためておいてから建てるというのが理想だと思っています。町でも同じだと思っておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。町長。

○町長（遠藤稔雄君） いろいろこの件につきましては、当然お金の使い方の問題でございますから、様々な考えがあろうかと思えます。将来をどのような形で捉えていくかということに尽きると思えますけれども、前にもこういったような庁舎建設に絡む基金が創設されまして、その後それが取り崩されて、一般歳計現金として使われてしまったという経緯がございます。

今回もそういった中で町民の中には、何かあった場合、それも一般の会計の中に組み込んで使えるよということにはしておりますけれども、やはり計画立てた以上はしっかりと実施しなければならないというのもう一方ではございます。そういった中で様々なデザイン、いわゆる具体の建設予定、具体の計画とか、具体の資金繰りといいですか、資金計画といいですか、そういったようなものがない中でといたしますと、やはり前に進みません。

病院の問題のことも一部触れられておりましたけれども、財政を立て直したという形の中で、今度はその規模をはるかに上回るようなお金のやりくりが当然見込まれるわけでございます。そういった中で、どう通常の行政サービスを行いながら、一方ではそういったような施設をしていくかという大きな問題がございますので、そういった点で様々なご意見いただくのはありがたいこととございますし、町民のコンセンサスを得てから進めるべきだという話も、それも当然のことだと思いますけれども、ただ町として、しっかりとした指針を示さないと、前に進むことも、あるいは見送ることもできないと思っています。

ですから、あえてこのような形の中で、議会の皆様方から、特に様々な形の中で多かったのが、基金を造成して、しっかりと将来に備えるべきであるというご意見もいただきましたことを踏まえながら、今回の提案となったわけでございます。

いろんな見方があると思います。ですから、いろんな話、ご意見があると思えますけれども、町としてどうなんだというときには、町としては近い将来必ず建て替えしなければならない、そのときゼロから始まるわけにいかない。ですから、この貯金というのは、いわゆるどうしても行政サービスが落ち込まざるを得ないというときに、きちんと使えることを想定しながら、一方では建てるという、そういうことで、基金というものは造

成されていくものと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思ます。

ご判断は、それぞれにお任せいたしたいところでございますが、町としてはこういったような姿勢を示さないと、前に一步も進まないということもございますので、このような形でご提案させていただきました。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 先ほどすみません、答弁漏れが1点ありました。

この造成に当たって、予算必要以上に圧縮していくのかということにつきましては、緊急性がある、当然緊急性があつて直さなきゃならないものが出てくれば、ほかの予算圧迫することはあるかと思いますが、この基金をためるために、ほかの予算を削って積立てをするという事は行わない予定です。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） まずもってこの提案については、私としては、今後の涌谷町を考えた場合にはぜひとも必要な条例ではないのかなあというふうに思うわけでございます。

ただし、要は期限がはっきりしていない、要は計画、仮に第一小学校であれば第一小学校を何年度に建て替える、庁舎であれば庁舎もこれだけお金をためて何年度には建て替えをしたいという、そういう計画も併せてつくるべき、計画するべきではないかなというふうに思います。その辺についてはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ご意見ありがとうございます。小学校につきましては、先ほどちょっと3番議員さんのほうにもお話ししたんですが、今後やっぱり人口が減少していく中で、公共施設の在り方というの考えながらやっていかなければならないというところで、期間というのはまだ見いだせないところがございます。

庁舎につきましては、明日でもやれと言えは多分やれるんだろうと思うんですけども。その辺先ほど答弁いたしましたとおり、議員の皆様と優先順位や時期について、しっかり議論しながらやっていきたいなと思っております。取りあえず、取りあえずと言ったら失礼なんですけれども、そのためにもやはりさつき町長がお答えしましたとおり、必要なお金はためておかなければならないというところで、今回基金の条例を提案させていただいたところでございます。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 先ほど課長ね、いいこと言ったと思うんですけども、皆さんの家庭においても、仮に家を建てるとすれば、お金をためてというふうな部分の中で、その後建て替えると、ためてからと。それはいいんですけども、普通の家でもいつに建てたい、だからこれだけ貯金をつかっていって、建てるんだよという計画だと思ふんですよ。それが分かんないで、その目標がない、令和何年に建てたいという目標もないで、ただ取りあえず金だけためようという、私はそうじゃないと思う。

やっぱり出口がきちんと見えるところに設定をして、それでそれに向かって、家族全員が協力し合つて、目標達成のために一步一步毎年頑張っていくというやり方が、普通はベターじゃないかなあ。ですから、仮にお金をこういうふうに積むのは私も賛成です。本当に将来のことを思うなら、本当に賛成です。

でも、いつという計画をつくらないと、職員にとつても、地域の町民にとつてもはっきりしないのでは、ただ金だけためておくんだとや、いつ建てるかは分かんないだけというふうな、具体性のないものになってしまう

うのではないかなあと。ましてや誤解も招くような話になるんじゃないかと。

でしたらば、やっぱりある程度10年なら10年、5年なら5年というスパンの中で、仮に庁舎内に学校建設プロジェクト、若しくは検討委員会、若しくは庁舎建設検討委員会なるものをつくって、何年後にはこの計画どおりにやって、町民から意向調査もして、そして何年後には建設をしたいという、そういうビジョンをきちっと出して、この条例を出していただけたら、もっと理解が得られるのではないかなあというふうに思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） ただいま門田議員さんのほうからご提言いただきまして、誠にありがとうございます。

それで、まず何を優先順位とするかについては、公共施設等総合管理計画であったり、そういった個別の計画、あるいは町全体の施設を見渡した計画を立てて、そのそれぞれ例えば実施計画みたいの立てるのであれば、何年度にこれやるから、それまでにやっぱり頭金としてこれぐらい必要だよねという部分も出てこようかと思えます。

ただし、今一貫して言っておりますのは、遠藤町政2期目で、最優先課題が人口減少と少子化対策ということになれば、役場の建て替えも確かに喫緊の課題であるということは私も理解しておりますが、やっぱり、よろしいですか。（「すみません」の声あり）少子化対策ということを遠藤町政2期目の目玉として、上げていくのであれば、やっぱり今教育委員会のほうで検討しております幼稚園、町立幼稚園の再編をどうしようかという結論がある程度出たところで、その後の小学校あるいは中学校のどうしていこうかということをもまず教育委員会で定めて検討していただいて、何年度頃には児童の数がこうなるから、やっぱりこういうふうなことが必要なんだろうという、ある程度の教育委員会の結論等を見ながら、現執行部としては教育施設の整備というのを優先させていきたいというふうに考えております。

それが、それらを含めて公共施設等総合管理計画の中で、学校施設についてはいつ頃、それから防災拠点としての役場庁舎についてはいつ頃、それからもう一つ、実は町立病院、病院本体の建物なんですけど、皆さんご存じのように、大分今病院は財務状況を改善しているものの内部留保がないということで、病院単体ではなかなか建て替えが難しいだろうということであれば、町一般会計のほうである程度の手当てをしながら、病院で負担できる分は負担できる分ということで、それぞれ病院との協議の上で、病院施設の建て替えであったり、それから医療機械の更新であったりということもやっぱり考えていってあげないと、現行の状況ではなかなか厳しい状況があるかと思えます。

それらを含めて、公共施設の総合管理計画をしっかりと見直しをしながら、基金の額であるとか、そういったところを定めていきたいというふうに考えておりますので、その際にはぜひ議会からもこういうことで進めたらいかかという提案をいただければ幸いと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 今、副町長も体が大変な時期にこういった心配事の説明をいただいたことは大変感謝申し上げます。

そういう考えがあるのであれば、やっぱりある程度私どもにもこの条例をつくるに当たって、だいたい教育委員会ではこういう今お話しをしている。だから、こういう目標の結果が出るまではというふうなお話等、今

初めて聴いて、私も常任委員会が違いますから分からない部分もあるわけですが、そういったものを若干まとめていただいて、将来像を書いたものを見せていただければ、もっと理解が深まるのではなかったのかなあと、こういう質疑も私もしなくてもいいのかなというふうに思うんですが。

町長そこでね、私の考え、町長も聞いて分かるかと思うんですが、お金をためるのは本当に大事なことで、ただ将来像というものも併せて考えていかなければ、これは2枚看板でやらないと私はいけないというふうに思うんですが、教育施設が先であろうが、庁舎が先であろうが、病院が先であろうがそれはいいんです。執行者がこれを優先順位、これだというふうにすれば、我々もそれに向かっていくわけですから、それでいいんですけれども、ある程度の年数を明らかにして、この時期には私はやっていきたいというふうなものを出していくのも町長ではないかと思うんですが、それだけ最後に聴いて終わりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 各議員がおっしゃっていることは全くそのとおりだと思います。ですが、どこをスタートラインとするか、いわゆる計画を立てて、それから必要な経費のために改めて基金造成をするか、そしていつの、どの金額の時期に着工に踏み切るかということも、それはそのとおりだと思います。

ですが、今、私の中では、町長として100億の金がないと様々な施設管理というのはいけません。それに病院が入りますと、多分130億、140億となってくると思います。ですから、そういったようなものを全部考えたときにやはり気の遠くなるような、私の無責任な言い方しますと、私のしているときはするようふりしてしないで済まそうかなと、はっきり言ってそういう気持ちもあります。あるいは、計画を着工してあとはお任せするというようなずるい考えも生まれるくらい悩ましい作業でございます。

ですから、そういったときにやはり門田議員言っているように、どこをスタートラインにするかというのは、何を言うかということ、いわゆるまず議会の皆様方の何人かのご発言、ご意見がございました。そういった中で、やはり議会としても事を起こすときに、何もなしではできないだろうということで、やはり何らかの形でその時期が来ているということは皆さんが心配しているものと思っておりますし、私もそのとおりだと思います。

ですから、この基金を造成しながら、そしてその後例えば10億、20億というような金額もございまして、また年数的にも、いや例えば地震来て、どうもこの庁舎、あるいは校舎ではちょっとまずいなとなったときに、対応するために、同時にこの基金造成後に、同時に町と少なくとも議会が一つとなって、その具体に向かって進むと、そういう形にしなければ、そこで初めて具体的などういうモデルにするかということ、どういう期間から着工するか、どういう資金繰りしていくかといったような具体を定める、走りながら考えるということがありますけれども、少し歩きながら考え出して、そして駆け出すときに一気に駆け出すような形でしていきたいなど、そのように思っております。

これは私の考えでございますが、いずれにしても金がないと何もできないというこの事実でございますので、今回は基金を造成して、造成しながらだっただらばやるという方向は、皆さんがお話してございますが、そのやる時期とやる規模、どのような財政、行政効果があるかということを見ながら、これから具体が、逆に言えばこれから具体がはっきりしないと駄目ですよということになるわけでございますので、その辺を柔軟な受け取り方をしながら、私には全課長さんがついておりますけれども、やはりかつての議員としては非常に仲間として、町をどう盛り上げていくかというのが私の1期目、2期目のテーマでございますが、そういった中で一緒に

に考えながら責任持って、やはり議員さん一人一人にもしっかりと、一人一人の方に大きなお金がかかっているわけですので、そして今まで言っていたようなことをもう一回、どのような形するかという形の中で、やっていければ、かなり声があると思いますけれども、何とかやれるんじゃないのかなあというふうに思っています。

まず100億円のお金をどうするか、そして病院の問題はどうするか。これ病院の問題でも、例えば累積欠損金と言われるものは、どこにも返す金ではありませんけれども、本来であれば手元に残っている金ということでございますので、やはりそこは非常に難しいところがございますので、そういったような日々の資金繰りと将来に向かっての100億、150億の金をどう資金繰りしていくかということも踏まえながら、デザインを決めて、そして着工時期、あるいはそこにあてがう、バックとなる財政の手当てをどうするかということと一緒に考えさせていただければいいのかなと。ただ、この基金を造成したことによって、その具体が一步動き出したと捉えていただきたいと思えます。

○議長（大泉 治君） ほかに。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ただいまいろいろハードの計画とかも聴きましたけれども、来年度には総合計画も出てくるわけでしょうから、そういうところで実施計画をきっちり立てて、その裏付けとなるための基金ということも考えられると思うんですが、先ほど課長のほうから基金のための窮屈な思いというか、財政の縛りはしないと言っていますけれども、せっかく基金という条例をつくるわけですから、やはり何かしら毎年積立てする額とか、そういうものを決めて、4分の1は分かりますけれども、不確定な金額でもあります。

ただそうすると、やはり将来の見通しがきかないと思うわけですが、その辺の考えの改めとかはないでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 先ほどお話ししましたとおり、4分の1、繰越金の4分の1とあと予算の中で積立てをしていきますということで説明させていただき、3番議員さんには答弁は圧縮することなくということはお答えさせていただいております。

今年度、来年度以降につきましても、財政再建終わったばかりということもあり、財政再建計画を踏襲していく意味でも、収支の均衡の取れた予算編成は行っていくつもりでございます。

その中でやはり必要以上に圧迫、必要以上に圧迫というか、予算を圧迫してまでほかの事業を圧迫してまで、基金に積んでいくことはやはり少ない予算の中で、本当に事業が必要な事業ができなくなるものと考えておりますので、そこまでは無理をしないでいきたいなと思っております。

ただ、今後、建設計画、何の建設計画になるか分かりませんが、建設計画が出て必要な資金というものが見えてくれば、場合によってはそういうこともあり得ると思いますけれども、当面の間、圧迫しないでやりたいと思って、基金の額について定めず、圧迫せずに基金のほうは積んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 今財政再建計画の話出ましたけれども、この成果としては5年でもう11億という金額を当然効果として出ているわけです。それを半分にしても、1年間1億、2億かな、2億ぐらい詰まってその半

分としても1億ぐらいは余剰金と考えて、プラス繰越金で1億5,000万は積立ては可能なのかなと、この表見で思っているんですが、せめて1億とか、そういう金額を決めてその目標に向かって積み立てしていくという、そういう目標がないとなかなかこういうものは目標達成できない、目標ないんですから達成できないということは言えないんですけども、やはりやるためにはそういうものがあつたほうが私がいいと思うんですが、当然終わったわけですので、財政計画はまた新たに立てていくと、新しいその総合計画に向かっても立てていくんだろうと思いますので、その辺も含めて、財政計画を立てる。当然そこを昨日も話したように財政規律という形で、皆さんに守っていってもらおうという形で進めていくことも私はいいいのではないかなと思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ご意見ありがとうございます。

今後積立額一定にするかどうかについては、また検討の余地はあると思っておりますので、検討させていただきたいと思います。ちょっと1回目でも答弁忘れていましたけれども、この基金、公共管理公共施設等総合管理基金が全てではないというか、これがたまらないと建物を建てないというわけでは決してございません。最初の説明で申しましたとおり、時期によってはやはりこれプラス財政調整基金を取り崩してでもやらなければならない時期はあると思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 涌谷町公共施設等総合管理基金条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第52号 涌谷町公共施設等総合管理基金条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第4、議案第53号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第53号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律などの一部改正する法律の

一部施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が令和6年8月14日に公布されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 議案第53号 浦谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は14ページ、条例案新旧対照表は1ページとなります。新旧対照表でご説明いたしますので、1ページをご覧ください。

今回の一部改正につきましては、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、改正が必要となったものです。

下線の部分をご覧ください。第12条中第9項を第5項に、点若しくはを、点又はに改め、又は同条第3項若しくは第4項の規定により、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合を削るものです。

それでは、議案書14ページにお戻りください。

附則でございますが、施行期日としまして、第1条この条例は令和6年12月2日から施行する。経過措置といたしまして、第2条この条例の施行の目前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第265号）第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号 浦谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 浦谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



○議長（大泉 治君） 休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、議案第54号 涌谷町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第54号の提案の理由を申し上げます。

本案は、放課後児童クラブの利用料を定めた部分について条文を整理し、一部文言の修正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐藤 明美君） 涌谷町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、涌谷町放課後児童健全育成事業を円滑に実施するために、放課後児童クラブの利用料を定めた部分について、所要の改正を行うものです。

議案書は15ページ、新旧対照表は2ページからになります。

改正内容について新旧対照表でご説明いたします。

第8条第1項第1号の通年利用の場合を、常時利用の場合（長期休業期間の利用を含む）に文言を修正追加いたします。第2号に、月10日未満利用の場合の月額について追加いたします。以下、1号ずつ繰上げになります。

追加した内容は、新たに設けるものではなく、既に放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の中で、常時利用3,000円の半額免除として規定しているものです。現在も10日未満利用の児童については、月額1,500円で対応しております。

今回規則のほうの規定を削除し、条例での規定に改めることで、保護者が減免申請書を記載する手間を省略できるようにします。第3号以下はのみという文言を、にとという文言に修正いたします。

議案書15ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 涌谷町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 涌谷町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、議案第55号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第55号の提案の理由を申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年3月13日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐藤 明美君） 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は16ページ、新旧対照表は3ページからになります。

本案は、町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和6年3月13日に公布された内閣府令で、保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳児以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直されました。

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の保育士、保育従事者の配置基準については、市町村条例で定めることとされているため、所要の改正を行うものです。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをお開き願います。

第29条及び第31条は、小規模保育事業所、次の4ページ、第44条及び第47条は、事業所内保育所での保育士数

の配置人数について定めるものです。いずれも満3歳以上満4歳未満の子供、おおむね20人につき保育士1人の配置から、おおむね15人に1人、満4歳以上の子供については、おおむね30人につき保育士1人の配置から、おおむね25人に1人の配置に改正いたします。

議案書16ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎認定第1号の上程、説明、質疑

○議長（大泉 治君） 日程第7、認定第1号 令和5年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、令和5年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

初めに、令和5年度は財政再建計画の最終年度であり、非常事態宣言の早期解除を目指し、町政運営に当たってまいりました。議員各位のご協力もあり、解除できましたこと、改めて御礼を申し上げます。

それでは、認定第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和5年度涌谷町各会計の歳入歳出について、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて、その認定を求めるものでございます。

それでは、まず一般会計について申し上げます。

歳入歳出額は87億1,525万6,000円、歳出決算額は84億5,500万円となり、歳入歳出差引きから繰越額を差し引いた実質収支額は2億2,603万9,000円の黒字となったところでございます。

歳入でございますが、町税におきましては、固定資産税で家屋の新築などにより増額となった一方で、人口減少等により個人町民税の減収、個人町民税におきましては、物価高騰などの影響により、事業所得が減少したことで、町税全体では前年度比0.9%、1,483万2,000円の減となりました。

各種交付金におきましては、法人事業税交付金などの増額により0.5%の増、地方交付税におきましては、普通交付税及び震災特別交付税の減額により0.2%の減となりました。

また、国庫支出金におきましては、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金や、民間子ども園整備補助金の減額などにより、13.4%の減、県支出金におきましては、農業経営高度化支援事業補助金などの増額により64.4%の大幅な増となったところでございます。

財産収入におきましては、町有地の払下げ分の減により74.5%の減となり、寄附金におきましては、ふるさと納税において委託先の変更のため一時的に返礼品の供給を停止せざるを得ない状況になったことなどにより、減少いたしました。企業版ふるさと納税の増により、ふるさと納税全体としては前年比12.7%の増となりました。

繰入金におきましては、ふるさと涌谷創生基金事業及び震災復興基金事業の減少により16.9%の減となっております。

町債におきましては、過疎対策事業をはじめ土木管理事業の増加により6.5%の増となっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出全般において、財政再建中のため、国県補助金等の最大限活用し、財源の確保に努めつつ、物価高騰対策や各事業を実施してまいりました。

初めに、物価高騰対策について申し上げます。

世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月に感染症法上の位置付けが5類となりましたが、物価高騰が生活への大きな負担となっていたことから、暮らしへの支援といたしまして、小中学校の給食、賄い材料費の公費負担により、保護者の負担軽減を図り、住民税非課税世帯に対しては、給付金による支援を実施したほか、全世帯に町内で使用できる商品券を配布し、生活、暮らしの支援を行うとともに、地域経済の回復へ向けた取組を実施いたしました。

総務費についてでございます。地域おこし協力隊につきましては、都市部から本町の活性化に関わりたいという志を持った隊員を任用し、令和5年度においても6名の隊員により、観光や教育の分野などでまちの活性化を図ってまいりました。

国際交流につきましては、友好都市協定を締結しております大韓民国餘郡林川面との交流を再開するため、表敬訪問を行ったところでございます。また、自然災害により被災された市町村の支援といたしまして、令和5年6月に発生した山口県豪雨災害では、東大寺サミットにおいて災害協定を締結している山口県美祢市へ災害見舞金を送り、本年1月に発生した能登半島地震の際には、2名の職員を現地に派遣するなど、被災地への支援を行いました。

民生費についてでございます。高齢者及び障害者施策を推進するため、町民の意向ニーズをアンケート等によ

りの確に把握し、反映した高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を策定いたしました。このほか、地域共生社会の実現に向けた取組として、重層的支援体制整備事業を本格実施し、関係機関との連携を強化するとともに、住民が抱える複雑化、複合化する課題に対して包括的に支援できる体制の構築に努めてまいりました。

子育て支援事業といたしましては、民間保育所園舎の大規模改修事業支援や、延長保育事業をはじめとする各種補助金の交付を継続し、保育環境の改善と更なる子育て支援機能の充実を図ってまいりました。また、浦谷町子ども家庭総合支援拠点では、関係機関の迅速な情報共有体制を生かし、児童虐待防止の見守りや支援強化に努めてまいりました。

衛生費についてでございます。妊娠期の安心・安全や出生後の子供たちの健やかな成長を支援するため、子育て世代包括支援センターを中心に、子育て家庭及び妊産婦への支援を実施してまいりました。特に、低所得世帯の妊婦の方に対し、初回産科受診料の助成を実施するなど、経済的な負担の軽減を図りました。さらに、産後ケア事業の周知徹底により、産後うつや虐待予防に努めるとともに、乳幼児発達相談事業を通して、保護者の不安軽減を図ってまいりました。また、こども家庭センターの開設に当たりましては、関係者との連携を密にすることで、支援に必要な体制整備を行ってまいりました。今後も引き続き、子供を産み育てやすい環境づくりを推進してまいります。

東日本大震災を起因とする東京電力福島原子力発電所事故で生じた農林業系汚染廃棄物の処分につきましては、宮城県の処理方法に基づき、一般ゴミとの混焼による処理に加え、すき込みによる処理を行っております。引き続き細心の注意を払いながら、早期の処理完了に向け、事業を進めてまいります。

農林水産業費でございます。産金の地浦谷として、普及拡大を目指しております金のいぶきにつきましては、記録的な猛暑に伴う高温障害により、令和5年産の約5割が三等米未満の規格外になるなど、大変厳しい状況でございました。しかし、金のいぶきは産業、歴史の観点から産金の地浦谷として推進するブランド米でありますので、今後も関係機関の指導の下、栽培マニュアルを確立し、安定生産につなげるとともに、県内外に積極的にPRしてまいります。

また、国が策定する米穀の需給見通し等を基に設定される生産数量目標の目安が下がり続けていることから、主食用米を作付けしない水田を有効活用するため、生産販売戦略と連携した麦、大豆、飼料作物や園芸作物、飼料用米等、新規需要米への転換を進めております。

このほか産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・(機械・施設)施設の導入等について支援し、農地整備につきましては、県営圃場整備事業による農地の汎用化に併せ、農地の集積、集約化による規模の拡大と作業の効率化を推進してまいりました。この圃場整備事業に係る農家負担の一部を補助金により軽減を図るなど、農業経営の安定化に努めてまいりました。

畜産振興につきましては、全国和牛能力共進会出場に向けて、系統雌牛群の保留や家畜防疫への補助など、優良牛の地域確保、畜産物生産による経営の安定化を図ったほか、従来の化学肥料に頼るのではなく、畜産業から出た余剰堆肥を肥料として活用しやすい環境を確保するため、その保管庫の整備を行い、資源を循環させる農業システムを構築いたしました。

林業費につきましては、森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画を定めるため、意向調査に基づく現地調

査と、経営管理権集積計画案の作成を行ったところでございます。

商工費についてでございます。商工振興につきましては、中小企業振興資金融資事業を継続したほか、株式会社ウェルファームフーズ様の本町進出に併せ、鶏肉や農産物などを活用した特産品の開発から、商品化に向けた事業に着手いたしました。

観光振興につきましては、感染症対策の徹底を図りながら、東北軌馬競技大会をはじめとする各種イベントを実施いたし、コロナ禍により落ち込んだ観光需要の回復に努めました。

日本遺産みちのくGOLD浪漫におきましては、JAFと連携した構成する市町を周遊するドライブスタンプラリーを開催し、交流人口の増加を図ったほか、各種イベントに積極的に参加し、PR活動を行うとともに、関係事業者へのプロモーション活動に努めました。

土木費についてでございます。町道等整備につきましては、株式会社ウェルファームフーズ様の操業開始に合わせ進めておりました尾切線道路改良事業や、令和元年度から継続しております大谷地線道路改良工事が完了したほか、橋梁補修工事や舗装補修工事等を実施いたし、生活道路の安全性の確保及び良好な道路環境の整備を行ってまいりました。また、町民の憩いの場である都市公園につきましては、安全で快適な環境を維持するため、植栽管理や除草を行うとともに、遊具等の安全点検実施など、適正な公園施設の維持管理を行い、公営住宅につきましては、住宅困窮者への適切な住宅提供を図るとともに、既存入居者の良好な住環境整備のため、維持管理に努めてまいりました。

消防費についてでございます。町民の安心・安全を確保するため、重要な位置付けとなっております消防団におきましては、近年激甚化する災害に備え、各種演習、訓練を実施し、消防力の強化に努めてまいりました。また、箕岳地区において、水害、土砂災害、地震を想定した総合防災訓練を行い、地域住民をはじめ自主防災組織における災害時の対応や防災意識の高揚を図りました。

教育費についてでございます。学校教育につきましては、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類となりましたが、引き続き感染予防対策を実施しながら、志教育に取り組んでまいりました。

まず、ソフト面といたしまして、学校間におけるタブレット端末等の活用の格差解消や、教員の指導力向上を図るため、新たに町内の小中学校へICT支援員を派遣し、GIGAスクール事業を推進いたしました。

ハード面につきましては、町内の小中学校の特別教室等の空調設備工事を行い、児童生徒の学習環境の改善をいたしました。

学校給食センターの運営に関しましては、賄い材料費の高騰に伴い、公費負担を行うなど、保護者負担の軽減や給食の品質確保に努め、おぼろ汁などの郷土食の提供や、町内で生産された野菜や金のいぶき、町内で生産された子実用トウモロコシで飼育されたブランド豚みちのくの心意気を食材として取り入れるなど、食育と地産地消の推進を実施いたしました。

また、安全な給食調理体制の整備といたしまして、老朽化した真空冷却機やサラダ室及び下処理室の空調設備の更新を行い、安心・安全な給食提供に努めてまいりました。

生涯学習につきましては、地域の皆さんがボランティア支援などで学校活動へ参画し、地域全体で子供たちの学びや成長を支える事業の推進のほか、公民館等を拠点として活動する団体の支援をはじめ各年代の生涯学習の推進に努めてまいりました。

また、5年ぶりにクロスカントリー大会を開催するなど、生涯体育の推進に努めてまいりました。

文化財の保護活用につきましては、歴史文化資源の保存、活用するマスタープランである涌谷町文化財保存活用地域計画が文化庁の承認を受けたことから、今後の文化財行政に生かしてまいります。

また、佐々木家屋敷においては、春、夏、秋と季節に応じた公開イベントを実施するなど、活用を図ってまいりました。

災害復旧費については、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた小中学校及び医療福祉センターの施設の復旧工事を行ったものでございます。

以上、一般会計の決算でございますが、財政再建計画の最終年度となる令和5年度は、昨年に引き続き財政規律を堅持した結果、私自身の公約でございます財政再建についても着実に効果を上げ、財政調整基金残高の増額や将来負担比率をはじめとした各財政指標が改善したことから、昨年11月1日をもって財政非常事態宣言を解除しているところでございます。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は21億3,001万8,000円、歳出決算額は21億1,055万6,000円となり、差引実質収支額は1,946万1,000円となったところでございます。

歳入の国民健康保険税におきましては、被保険者数の減少により、前年度比で9.9%の減となりましたが、歳出における保険給付費の増に伴い、普通交付金が増加するなど、歳入総額では前年度比0.4%の増となりました。

次に、歳出でございますが、歳出総額の約7割を占める保険給付費が前年度比3.2%の増となり、歳出総額で前年度比0.4%の増となったところでございます。

保健事業では、保険者に義務づけられた特定健診の受診率が暫定値で50.1%程度となる見込みでございます。また、特定保健指導の利用率は22.8%向上はしているものの、目標値には届いていない状況となっております。また、町の健康課題となっております生活習慣病対策といたしましては、第3期データヘルス計画に基づき、糖尿病性腎症重症化予防事業、節目人間ドック、脳ドックの一部助成等を実施し、健康寿命の延伸に努めてまいりました。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は2億1,215万6,000円、歳出決算額は2億588万8,000円となり、差引実質収支額は626万7,000円となったところでございます。

歳入の保険料におきましては、被保険者数の増加に伴い、前年度比3.3%の増となりました。

歳出では、保険料及び保険基盤安定負担金を、宮城県後期高齢者医療広域連合に納付金として支出したところでございます。

歳入歳出とも高齢化に伴う被保険者数が増加したことにより、保険料及び広域連合に対する納付金が増加しております。

次に、介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は19億3,179万6,000円、歳出決算額は18億8,905万1,000円となり、差引実質収支額は4,274万5,000円となったところでございます。

歳入の介護保険料におきましては、被保険者数は微増しているものの、前年度比0.1%減となりましたが、保

険給付費の増加に伴い、国庫及び県支出金のほか支払基金からの交付金が増となったことから、歳入総額では、前年度比1.5%の増となっております。

歳出でございますが、歳出総額の約9割を占める保険給付費が前年度比4.5%の増となり、歳出総額では2.5%の増となったところでございます。

介護保険事業につきましては、令和5年度に策定いたしました高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画をはじめとする各計画に基づき、高齢者を支える充実した介護保険サービスの提供など、安定的な事業を継続してまいります。

地域支援事業につきましては、地域包括支援センターが中心となり、遠田郡医師会や関係機関等と協働した在宅医療介護連携推進事業の実施や、生活上の相談など、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ってまいりました。

さらに、住民主体活動である運動広場への支援及び介護予防に資するリーダーの養成や、ボランティアの担い手育成など関係機関と協働し、効果的な介護予防に取り組んでまいりました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

給水状況といたしましては、前年度と比較して配水量が1.2%減の約151万立方メートル、有収水量が0.7%減の約123万立方メートルとなりました。

建設改良につきましては、老朽管等更新事業として、六軒町裏地内ほか5路線の配水管の布設替工事等を実施し、管路整備に努めました。

また、水道事業管路台帳のデジタル化を実施し、業務の効率化を図ったところでございます。

次に、経営の状況でございますが、収益的収支につきましては、総収益では前年度比3.3%増の4億720万5,000円、総費用では前年度比0.9%減の3億6,173万4,000円となり、4,547万1,000円の純利益を生じたところでございます。これに前年度繰越利益剰余金7,739万9,000円を合わせた未処分利益剰余金1億2,287万円を繰越利益剰余金として翌年度に繰り越したところでございます。

今後も人口減少により、厳しい経営環境が続くことが見込まれますが、施設の適切な維持管理と有収率の向上に取り組み、安全で安定的な水の提供に努めてまいります。

次に、下水道事業会計について申し上げます。

事業の実施状況でございますが、汚水処理につきまして、水洗化の状況は接続戸数が2,263戸、前年度比6戸の減、区域内の人口に対する水洗化率は、公共下水道は70.7%、農集排は62.9%となりました。

総処理水量は約63万8,000立方メートル、有収水量は約59万6,000立方メートルとなり、有収率は前年度比の3.8%増の93.5%となりました。

建設改良につきましては、雨水事業として江合川右岸排水区の田町裏地内雨水排水路設計を行い、公共汚水事業では、涌谷町浄化センターストックマネジメント計画に基づき、電気設備等の更新工事を、農集排事業では笹岳中央区処理施設の機械設備更新工事等をそれぞれ実施いたしました。

次に、経営の状況でございますが、収益的収支につきましては、総収益4億6,739万円、総費用4億5,161万3,000円となり、1,577万7,000円の純利益を生じたところでございます。これに前年度繰越利益剰余金1,754万1,000円を合わせた未処理利益剰余金は、3,331万8,000円となったため、繰越利益剰余金として翌年度に繰り越

ししたところでございます。

引き続き経営の健全化に配慮した計画で、持続可能な事業経営に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業会計について申し上げます。

外来につきましては、内科、整形外科、眼科は週5日、泌尿器科、皮膚科は週に2日、神経内科、循環器内科、耳鼻咽喉科は週1日の健診、診察を行い、患者数につきましては10.9%増の延べ4万8,924人、1日平均201.3人となりました。

入院につきましては、病床数を121床から99床に削減いたしましたところでございますが、入院患者数は前年度比11.3%増の延べ3万2,324人、1日平均としては88.3人となりました。

経営の状況でございますが、収益的収入は20億9,580万9,000円、収益的支出は20億8,792万5,000円となり、当年度純利益は788万4,000円となり、前年度繰越欠損金と合わせ当年度未処理欠損金として15億6,796万8,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

引き続き収入の確保、支出削減の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、老人保健施設事業会計について申し上げます。

入所者数は、前年度比5.4%増の延べ2万6,580人、1日平均72.6人となり、通所者数につきましては3.4%減の8,439人、1日平均27.7人となりました。

経営の状況でございますが、収益的収入は5億6,530万9,000円、収益的支出は5億7,689万6,000円となり、当年度純損失は1,158万7,000円となり、前年度繰越欠損金と合わせ、当年度未処理欠損金として2億8,234万6,000円を翌年度に繰り越ししたところでございます。

老人保健施設事業につきましては、在宅復帰支援施設としての役割を果たすとともに、利用者及び家族の期待に応えるべく施設運営に努め、利用者数の増加と収益の改善に向けて努力してまいります。

次に、訪問看護ステーション事業会計について申し上げます。

利用者につきましては、前年度比0.8%増の延べ7,295人となり、1日平均は平日29.4人、土曜日22.5人となりました。

経営の状況でございますが、収益的収入につきましては6,042万9,000円で、収益的支出は6,396万3,000円となり、当年度純損失は353万4,000円となり、前年度繰越剰余金と合わせ当年度未処分利益剰余金として7,899万3,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

今後も利用者とその家族に寄り添い、安心して在宅で療養や治療を行えるように、看護やケアのサービス提供体制の充実を図り、支援してまいります。

以上、各会計の決算状況でございます。よろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

昼食のため休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

町長の提案理由に続きまして、監査委員の審査した意見の報告を求めます。城口代表監査委員、登壇願います。

〔代表監査委員 城口貴志生君登壇〕

○代表監査委員（城口貴志生君） それでは、令和5年度涌谷町一般会計決算特別会計決算及び基金運用状況の審査が終了したので、意見を述べます。

なお、意見書の朗読をもって意見に代えますので、ご了承いただきたいと思います。

涌監第23号

令和6年8月30日

涌谷町長 遠藤稔雄殿

涌谷町監査委員 城口貴志生

同 佐々木みさ子

令和5年度涌谷町一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和5年度涌谷町一般会計決算及び令和5年度特別会計決算並びに証書類、基金運用の状況を示す書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 ページ目です。

1 審査の対象

- (1) 令和5年度一般会計及び令和5年度特別会計決算並びに証拠書類
- (2) 令和5年度歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書
- (3) 令和5年度各種基金運用状況に関する書類

2 審査の期間

令和6年7月8日から8月26日まで

3 審査の手續

令和6年6月8日、審査に付された令和5年度涌谷町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、町の監査基準に基づき、現地踏査を含め下記の点に主眼を置くとともに、公有財産、基金、債権及び物品の管理等に留意しながら、帳票、証拠書類を精査し、例月現金出納検査、定期監査等における留意事項も考慮して責任者及び関係職員から資料の提出及び説明を求めて審査を実施した。

- (1) 決算の計数が正確であるか。
- (2) 予算の執行が適正に行われたか。
- (3) 財政運営が適正かつ健全に行われたか。

4 審査の結果

(1) 審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類については、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われており、基金の運用状況についても妥当であると認

められた。

5 決算の概要

各会計の決算数値は表1のとおりである。

以下、本文中の数値は、単位未満四捨五入を基本としているが、決算に関する附属書類等に合わせるために調整している場合がある。

2ページ目をお開きください。

表1は省略です。

当年度の一般会計歳入歳出の状況を見ると、歳入87億1,525万6,000円に対して、歳出84億5,500万円で、歳入歳出差引額は2億6,025万5,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源3,421万6,000円を差し引いた実質収支2億2,603万9,000円となり、黒字決算となっている。

特別会計の決算総額は、歳入42億7,397万1,000円に対して、歳出は42億549万7,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支は6,847万4,000円となり、黒字決算となっている。

3ページ、決算規模を前年度と比較すると、一般会計の歳入は2.7%増加し、歳出は3.1%増加した。特別会計の歳入は1.0%の増加、歳出においては1.5%の増加となっている。

主要財政分析指標の推移は表2のとおりである。

表2は省略します。

主要財政指標を見ると、財政力指数については0.37と、前年度と同様に財源に余裕がないことがうかがえる。経常収支比率においては、歳入では分母となる地方税及び普通交付税が減少したこと、分子となる歳出においては、財政再建計画推進のため、予算編成における事業費の縮減継続により財政運営を行ったが、人件費補助費及び公債費等の増額により、単年度では86.6%に上昇し、経常的一般財源の自由度が小さくなっている。

年度ごとに数値の変化はあるが、各財政指標を複数年度で総合的に分析するとともに、社会動向を見極め、安定的な財政運営に努められるよう望む。

4ページです。表3は省略します。

現在の基金管理に問題はないが、今後は財政情勢を勘案し、より有利な運用を心がけるべきと思われるので、検討を期待する。

5ページです。表4については省略いたします。

(1) 一般会計、本会計の収入割合及び支出割合は、付表2及び付表3に示すとおりで、歳入は調定額に対して98.6%、歳出では予算現額に対して95.5%であった。

また、翌年度へ繰り越した額は1億7,809万9,000円である。財政収支の状況は表5のとおりである。表5は省略します。

ア、歳入の概要及び意見

歳入総額は87億1,525万6,000円で、前年度より2億3,205万円、2.7%の増額であった。自主財源全体は24億4,858万円で、総額に占める割合は28.1%となった。うち町税は前年度より1,483万2,000円、0.9%減の16億874万9,000円となり、歳入総額に占める割合は18.5%で、対前年度0.6ポイントの減となった。

6ページ目です。税目別による構成比は、個人町民税と法人町民税を合わせて34.1%、固定資産税が53.2%で

全体の87.3%を占めている。前年度と比べた収納率は、表6のとおりで、対前年度増減は現年度課税分で0.25ポイント減、滞納繰越分で4.83ポイント減、全体で0.34ポイントの減であった。

町税全体の収納率は前年度より若干下回っているが、町税の現年度課税分が効率を維持しており、担当部署の一定の努力を認めたいと思う。

また、悪質滞納者には厳正な対応が必要と思われるので、適切かつ実効性のある対応とともに、今後とも宮城県地方税滞納整理機構との連携を密にして、その効果をさらに上げることを望む。

町税収入は大事な町の一般財源であるので、今後とも収納額、収納率ともにその向上に大きな努力を期待するとともにそれを強く望むものである。

表6は省略します。

寄附金、寄附金の状況については、表7のとおりである。ふるさと納税については対前年度比、件数にして2件増、金額にして59万円減額となり、ほぼ横ばいだった。返礼品については、町の特産品をアピールする機会であり、地域事業者の収益ともなることから、充実及び開発を進めるとともに、PRも積極的に行うことを望む。

7ページです。町営住宅使用料、住宅使用料の収納については、表8のとおりであるが、現年度収納率は99.11%と昨年度より微増しており、徴収努力の跡も見られる。滞納繰越分の収納率8.39%は昨年度よりもさらに低率であるので、更なる収納努力を求める。また、負担公平の原則に基づき、悪質な者には適切な法的強制措置の適用も考慮して対応すべきである。

表8は省略します。

イ、歳出の概要及び意見

歳出総額は84億5,500万円であり、前年度より2億5,799万9,000円、3.1%の増であった。予算執行及び事務執行については、款別に要点を述べる。

(ア) 議会費、本部門は歳出総額9,160万円で対前年度5.2%増、執行率99.0%であった。構成比は1.1%である。

(イ) 総務費、本部門は、歳出総額12億8,993万3,000円で、対前年度19.9%減、翌年度繰越額は3,121万2,000円であった。執行率は94.7%で、構成比は15.3%である。

①意見です。庁内研修をさらに実施して、事務能力の向上を図っていただきたい。契約事務、旅費事務、出納事務、法令の基礎知識、財政の基礎知識等、研修所における研修のほかにも庁内で庁舎内で行える研修はたくさんある。内容によっては外部講師が必要となることもあると思うが、職員の資質向上のためにも積極的に継続して実施していただきたい。

②職員の病気休暇者及び退職者が多いと感じるが、行政機能が低下しないか心配である。このことは憂慮されることであり、早急に改善に取り組むべき課題ではないか。町内の総合力を維持するためにもぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

③支出内容や契約内容についての監査請求が時々出てきているが、税金の使用目的や使用方法について、町民の知りたい要求にもう少し応えていく必要があると感じている。入札結果に加えて、随意契約等についても基準等を定めて公表できないか、方法等を含めて検討していただきたいと思います。

(ウ) 民生費、本部門は歳出総額24億2,811万9,000円で、対前年度4.8%増、翌年度繰越額は2,811万2,000円であった。執行率は98.2%で、構成比は28.7%である。高齢化の状況は表9のとおりである。

意見です。

①介護、障害、子育て及び生活困窮の支援、相談機関が横断的な連携の下で課題解決をし、全町民に対する重層的なセーフティネットの強化を地道に構築してきたことは、町民にとって非常に有益な結果となっていると思われる。今後も、国県の補助率や補助対象事業内容等の情報を常に注視して、継続した関連事業の実施と今後の努力に期待する。

表9は省略いたします。

②子供の数が少なくなっているにもかかわらず、児童虐待相談件数が増加しております。相談体制の構築がなされ、相談場所としての定着が図られたことや、これまで見過ごされてきたケースが掘り起こされてきた結果等が考えられます。専門職の配置が少ない中、相談体制の維持を含めて、今後の推移を見守る必要がある。

③妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みや困り事に、児童福祉分野と母子保健分野が一体的に相談支援を行う場として、こども家庭センターの設置準備を行い、令和6年4月に開設した。センターは要保護児童対策地域協議会の調整機関としても機能し、関係機関と連携協働しながら、児童虐待の発生を予防する、子供の健全な成長に資する事業であり、大いに期待する。

9ページです。

(エ) 衛生費、本部門は歳出総額9億9,702万6,000円、対前年度3.0%減、翌年度繰越額は、228万8,000円であった。執行率98.0%で、構成比は11.8%である。

意見です。

①健康診査実施状況は表10のとおりであるが、受診率については、8項目中6項目で前年度より減少し、1項目について増加した。令和5年度の特設健診は暫定値です。健診は受診後の精密検査までが健診であることを啓発し、疾病の早期発見、早期治療のため、受診率の向上を図るよう努力されることを望む。

表10は省略いたします。

②大崎地域広域行政事務組合焼却施設搬入量の状況は、表11のとおりであるが、分別収集、可燃ごみ削減には住民一人一人の意識向上が大切である。スリーR、3Rどっちでしょうか。3切り等の普及啓発にはなお一層取り組んでいただきたい。

表11は省略いたします。

③研修館運営については、エレベーター廃止及びリフレッシュルームの利用休止の条件で、町から新指定管理者へ承諾通知を行うと行ったということであるが、当面は現状での運営を行うとしても、将来の施設の在り方を検討しておくべきである。

④トレーニングルームのマシンについては、故障が解消されるよう対応されることを望みます。

(オ) 農林水産業費、本部門は歳出総額7億8,013万7,000円、対前年度95.7%増、翌年度繰越額は198万4,000円であった。執行率91.4%で、構成比は9.2%である。

意見です。

①農業委員会の事務は法令に従って処理されており、適切である。今後とも委員等と事務局が一体となり、優

良農地の確保、農地の集積、耕作放棄地等の解消に成果を上げるよう努力されることを期待する。

②当町の農林業は、稲作、転作物、施設園芸、畜産、森林保全と多岐にわたっており、町の基幹産業である。これら農業を営む農家に対する長年にわたる指導育成が今日の当町農業を側面から支えていると考えられるので、今後も国県や関係団体と緊密に連携するとともに、農家と話し合い、農家経営安定及び当町農業の進展に努力していただきたい。

(カ) 商工費、本部門は歳出総額 1 億3,733万3,000円で、対前年度23.0%の減、執行率は99.6%であった。構成比は1.6%である。

①遠田商工会補助金交付事業は、商工会の機能充実及び商工業事業者の経営改善及び地域振興のための事業であることから、商工会と連携を緊密にし、多様化する課題を解決するため、商工業者に寄り添った支援が実施できるよう引き続き指導していただきたい。

②コロナ禍の影響により、祭り事業やイベントが縮小や中止となっていたが、当年度は主な事業やイベントは全て実施することができた。今後は実施団体等と十分協議をしながら開催し、交流人口増加と地域の活性化を図っていただきたい。

(キ) 土木費、本部門は、歳出総額 8 億5,914万3,000円、対前年度7.5%増、翌年度繰越額は3,921万円であった。執行率は94.6%で、構成比は10.2%である。

意見

①大谷地線の改良工事の完成は、地元住民の長年の希望の実現であり、UPZ内の住民の避難道路としても重要な路線である。また、尾切線は町勢発展の基となり得る道路であり、その完成を心から喜びたいと思う。関係者の努力に感謝したい。

②道路構造物は、財政再建中であったこともあり、予算内での対応では追いつかず、老朽化が進んでいる。住民生活に大きな影響が出ないようにするためには、維持管理が欠かせないが、可能な限り一定程度の単独費を確保して、維持管理を行う中長期的な計画づくりが必要と思われる。

③町の長年の懸案であった県道河南築館線の改良工事は、太田工区において現道拡幅ルートでの用地買収や建物調査、補償等の事務が宮城県北部土木事務所により行われているとのことだが、早期完成のため、町として協力できるところは継続して行っていただきたい。

(ク) 消防費、本部門は歳出総額 2 億7,081万円、対前年度1.2%増、翌年度繰越額は900万円であった。執行率は96.4%で、構成比は3.2%である。

12ページです。

前年度も指摘されていたが、総合防災訓練のほかにも、管理職に限らない全職員による防災訓練等の実施を望む。地球温暖化等による環境変化により、災害の発生確率は高まってきているように感じられるが、町民の生命財産を守るために、職員の災害対応能力の向上に努力されることを望む。

(ケ) 教育費、本部門は歳出総額 9 億1,071万8,000円、対前年度6.6%増、翌年度繰越額は6,629万3,000円であった。執行率は89.9%で、構成比は10.8%である。

意見

①当年度は小中学校の特別教室等に空調設備を設置し、また地震災害復旧工事等を実施し、環境整備が一段と

進んだことから、教育効果がさらに期待されることである。学力向上については、引き続き既存のソフト事業の継続や新規の事業を積極的に取り入れる等のバックアップ体制の強化を望む。

②学校給食センター運営事業については、当年度は下処理室等の空調設備及び真空冷却機の更新工事が行われ、安全な給食調理上の環境整備が図られた。施設の老朽化が進んでいることから、今後とも修繕費等の維持費が必要となってくると思われるが、当町の安全・安心な学校給食を継続するために、引き続き施設全体の維持管理が必須である。なお、気候の影響を避けることはできませんが、可能な限り地場産品の使用推進を望む。

③佐々木家屋敷については、ジャズライブや涌谷高校書道部の作品展示、食事会会場等として利用されたが、今後もより一層の利活用を進めていただきたい。

④日本遺産においては、構成6市町周遊スタンプラリーの実施や、各イベント参画、またメディア出演を行い、みちのくの金のPRを行ったが、交流人口増に向けて今後も活動を継続していただきたい。

⑤社会教育については、生涯学習や伝承、芸能保存、スポーツ振興等と幅広い分野にわたるが、新型コロナウイルスの5類感染症移行に伴い、活動が回復しているように見受けられるので、更なる充実に向けて支援等を継続していただきたい。

(5) 災害復旧費、本部門は歳出総額1億1,322万8,000円、対前年度11.9%増、執行率は84.4%であった。構成比は1.3%である。

(サ) 交際費、本部門は歳出総額5億7,695万3,000円、対前年度3.8%増、執行率99.9%であった。構成比は6.8%である。

(2) 国民健康保険事業勘定特別会計

本会計は歳入総額21億3,001万8,000円、歳出総額21億1,055万6,000円で、歳入歳出差引額1,946万1,000円の黒字計上である。財政調整基金の現在高も1,247万7,000円増加し、7億2,464万7,000円となった。被保険者数の推移は表12のとおりであるが、人口減少に併せて減少傾向である。

歳入状況については、国保税は対前年度9.9%減の2億8,180万1,000円であった。収納状況は表13のとおりであるが、現年度課税分2億6,815万6,000円で、収納率94.32%、滞納繰越分1,364万5,000円で、収納率28.06%、全体の収納率は84.64%となり、対前年度で1.10ポイントの減であった。

本会計は事業内容や予算執行、基金額も適正と思われるが、被保険者の減少に伴う保険税の減収及び医療の高度化による医療費の増加等に注意を払いながら、収納率の向上に引き続き努力されることを期待する。

14ページです。表14も省略いたします。

(3) 後期高齢者医療保険事業勘定特別会計

本会計は歳入総額2億1,215万6,000円、歳出総額2億588万8,000円で、歳入歳出差引額626万7,000円の黒字計上であった。運営は、県内全市町村が加入している宮城県後期高齢者医療広域連合で行われている。本会計は安定しており健全である。

(4) 介護保険事業勘定特別会計

本会計は歳入総額19億3,179万6,000円、歳出総額18億8,905万1,000円で、歳入歳出差引額4,274万5,000円の黒字計上であった。介護保険料の収納状況は、対前年度0.1%、50万4,000円の減で、3億8,892万2,000円、収納率99.4%であった。本会計は安定しており、健全である。

14ページは、表15は省略いたします。

6、決算審査を終えて

令和5年度は当町が財政非常事態宣言を発令し、財政再建計画を始めて5年目、最終年度となったが、当初枯渇されると心配されていた財政調整基金をはじめとする財政指標の改善が図られ、当年度11月に宣言を解除することができたことは町にとって大変よい出来事だった。

町民の理解と協力の下、町政運営を行った町長をはじめとする職員等関係者の努力の賜物と思う。ただし、宣言が解除されたからといって全て以前のように行われるわけではないので、町民の声に耳を傾けながらも、まずは慎重な滑り出しが大事と思われる。

また、コロナ禍後の他の自治体同様、少子高齢化や人口減少、地球的気候変動の影響も相まって、当町も課題が山積しているが、事業の選択と集中及び優先順位をしっかりと議論しながら、幸せが感じられるまちづくりに引き続き邁進していただきたい。

それでは次に、企業会計です。

大変申し訳ありませんが、数字の訂正をお願いいたします。すみません、17ページをちょっとお開きください。

17ページの下から1、2、3、4、5行目に、下から5行目のところに括弧書きで書いてある対前年度比2,621万4,000円、その次2044.8%という数字がございますが、ここのところを2045.6%、2045.6%増に変更をお願いいたします。大変申し訳ありません。

それからもう1か所、もう1か所だけあります。すみません。18ページお開きください。

18ページには表24というのがあって、上と下に二つほど、表が固まりあるんですけども、そのうちの下の方の表で左側のタイトルが特別損失の欄があるんですが、左側のほうに特別損失という項目がありますが、その欄をずっと右のほうに移動していきまると、右から二つ目、2144.8という数字がございます。2144.8。ここのところを、2145.6、2145.6に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

それでは、引き続き企業会計であります。

涌監第24号

令和6年8月30日

涌谷町長 遠藤稔雄殿

涌谷町監査委員 城口貴志生

同 佐々木みさ子

令和5年度涌谷町公営企業会計決算審査決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和5年度涌谷町水道事業会計決算、令和5年度涌谷町下水道事業会計決算、令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算、令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計決算及び令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計決算の証書類、報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、欠損金処分計算書及び貸借対照表を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 ページ目です。

1 審査の対象

- (1) 令和5年度涌谷町水道事業会計決算
- (2) 令和5年度涌谷町下水道事業会計決算
- (3) 令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算
- (4) 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計決算
- (5) 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計決算

2 審査の期間

令和6年6月24日から8月9日まで

3 審査の手続

令和6年6月4日、審査に付された令和5年度決算書類及び事業並びに経営状況が適正であるかどうかを審査するため、事業実施状況、財政関係諸帳票、証拠書類等を精査し、必要と思われる諸資料を提出させ、責任者より聴取するとともに、町の監査基準に基づき、下記の点に重点を置き、通常行われる審査手続で実施した。

4 審査の重点事項

(1) 水道事業会計

- ア 給水状況
- イ 工事の概要
- ウ 収支の状況

(2) 下水道事業会計

- ア 処理状況
- イ 工事の概要
- ウ 収支の状況

(3) 国民健康保険病院事業会計

- ア 患者数の動向
- イ 収益的収入及び支出
- ウ 資本的収入及び支出
- エ 従事職員体制
- オ 経営分析等
- カ 補助金、負担金
- キ 貯蔵品及び備品

(4) 老人保健施設事業会計

- ア 利用者の動向
- イ 収益的収入及び支出
- ウ 資本的収入及び支出
- エ 従事職員体制
- オ 経営分析等

2ページ目です。

(5) 訪問看護ステーション事業会計

ア 利用者の動向

イ 収益的収入及び支出

ウ 従事職員体制

エ 経営分析等

5 審査の結果

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

6 決算の概要

(1) 水道事業会計

ア 給水状況

当年度末における給水人口については1万4,115人、給水戸数は5,927戸、年間配水量は150万5,659立方メートルであった。年間有収水量については123万3,443立方メートルであり、有収率は、前年度比0.4ポイント増の81.9%となった。

当年度の1立方メートル当たりの供給単価は296円9銭で、1立方メートル当たりの給水原価は270円52銭となり、供給単価との差額は25円57銭の黒字供給であった。

表1は省略いたします。

3ページ目、表2も省略いたします。

イ 工事の概要

老朽管更新事業として、六軒町裏地内ほか5路線の配水管布設替工事、舗装復旧工事を6,018万1,000円で行い、第2配水地の配水流量計交換工事を330万円で行った。また、水道管路台帳の電子化業務を1,452万円で行った。

ウ 収支の状況

令和5年度の事業収益は、営業収益3億7,312万9,000円、営業外収益2,607万9,000円、特別利益799万7,000円の計4億720万5,000円であった。なお、そのうち給水収益は3億6,520万7,000円で、水道事業収益の89.7%を占めた。費用については営業費用3億5,386万6,000円、営業外費用786万8,000円で、計3億6,173万4,000円であった。

このうち受託工事費を除く総括費用は、3億3,367万3,000円であった。当年度の純利益は4,547万1,000円の計上となり、前年度に比べて1,630万8,000円、55.9%の増であった。

資本的収支については、収入は3,274万9,000円、支出については、1億2,385万9,000円で、収支不足額9,111万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額690万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2,654万8,000円、当年度分損益勘定留保資金5,765万4,000円で補填した。

なお、事業収支の状況、経営分析等は表3から表9のとおりである。

表3、表4、5、6、7、8、9は省略いたします。

5ページ目下、意見。

給水状況は、区域内人口や給水人口、給水戸数の減少を受けて、配水量や有収水量が減少した。有収率は、漏

水箇所の早期発見、早期修繕に努め、81.9%で、令和4年度より0.4ポイント上昇したが、大規模な漏水事故の発生もあり、令和3年度より2.7%下回っている。

漏水の原因は、設備の経年劣化や地震等の影響が考えられ、早期発見は容易ではないが、令和4年度決算の県平均88.5%を超える90%を目指して、引き続き漏水対策を十分行っていただきたい。

6 ページです。

②給水人口の低減等により、事業存続のための様々な検討が必要となってきたが、関係機関と事業の広域連携を進め、業務の共同発注や災害時のバックアップ体制を含めて、効率化を図っていただきたい。

令和6年3月に当町を含めた12事業体による衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注について、基本合意を締結したが、有収率の向上など、今後の事業効果に大いに期待する。

今後も持続可能な事業及び安全・安心な飲料水の供給について努力されることを望む。

(2) 下水道事業会計

ア 処理状況

当年度末における総接続戸数は2,263戸で、対前年度比6戸減、総処理水量については63万7,980立方メートルで、対前年度比2万6,764立方メートル減、総有収水量については、59万6,243立方メートルで、対前年度比15立方メートル増、有収率は対前年度比3.8ポイント増の93.5%となった。

表10は、省略いたします。

イ 工事の概要

公共雨水事業 江合川右岸第3排水区の田町裏地内雨水排水路設計業務を909万9,000円で実施した。

公共汚水事業 涌谷浄化センター電気設備改修工事等を1,878万2,000円、汚水管渠工事等を3,047万3,000円で実施した。

農集排事業 籠岳中央地区処理施設等更新工事等を9,967万7,000円、マンホールポンプ場更新工事を382万8,000円で実施した。

ウ 収支の状況

令和5年度の事業収益は、営業収益1億1,972万6,000円、営業外収益3億4,766万4,000円の計4億6,739万円であった。なお、下水道使用料は、公共下水道8,347万4,000円、農集排1,404万7,000円、合計9,752万1,000円、下水道事業収益の20.9%を占めた。

費用については、営業費用4億73万6,000円、営業外費用5,087万7,000円の計4億5,161万3,000円であった。

以上の結果、当年度の純利益は1,577万7,000円の計上となった。

資本的収支については、総収入は3億8,932万9,000円、総支出は5億2,700万5,000円で、収支不足額1億3,767万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額715万2,000円、過年度分損益勘定留保資金3,666万6,000円、当年度分損益勘定留保資金9,385万8,000円で補填した。

なお、事業収支の状況、経営分析等は表11から表15のとおりである。表11から表15まで省略いたします。

9 ページ、意見。

①江合川右岸第3排水路整備事業の一部実施設計及び周辺住民への説明会を実施する等、おおむね計画どおりの事業進捗であると見受けられる。今後とも関係者との打合せや協議等を十分重ね、町民の安全安心な生活の

確保に努力していただきたい。

②当年度は、公共下水道事業においては、下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水事業においては最適整備構想により、涌谷浄化センターや篁岳中央処理施設の機械設備等の更新等を行い、各処理施設の施設機能の維持に努めている。

施設設備の老朽化は避けては通れない懸案であるが、今後も改築や更新等には、長寿命化や財源確保策を含めて、可能な限り事業が安定的に継続するような方法の検討を望む。

10ページ目です。

(3) 国民健康保険病院事業会計

総括事項

業務予定量を入院患者1日平均88人、外来患者1日平均200人とし、入院366日、外来243日、救急外来366日の診療を実施した。

診療体制については内科、整形外科、眼科は週5日、泌尿器科及び皮膚科は週2日、神経内科、循環器内科及び耳鼻咽喉科は週1日を確保した。

訪問診察については、243日、641件の診察を行った。

また、休日当番については、1次診療を6回、2次病院群輪番制の整形外科、外科を合わせて5回担当した。

ア 患者数の動向

表16のとおり、入院患者数は年間延べ3万2,324人で、1日平均88.3人となり、業務予定量を0.3人上回る結果となった。

外来患者数は、年間延べ4万8,924人で、1日平均201.3人となり、業務予定量を1.3人上回る結果となった。

また、救急外来で取り扱った患者数は延べ1,095人となった。

なお、町内の患者の占める割合は、入院については2万2,563人、69.8%、外来では3万7,238人、76.1%であった。

病床利用率は年平均89.2%で、対前年度比23.4ポイントの大幅な増となっている。

表16は省略いたします。

収益的収入及び支出

病院事業収益については、医業収益のうち、入院収益は8億5,836万9,000円、外来収益は6億6,426万3,000円となり、医業収益合計では、17億2,276万4,000円となった。

医業外収益については、3億7,304万5,000円、そのうち補助金負担金及び交付金が2億6,537万3,000円となり、昨年度より1億2,285万3,000円減少している。この結果、病院事業収益全体では20億9,580万9,000円となり、前年度と比較して4,808万2,000円の増となった。

病院事業費用については、医業費用19億3,650万8,000円、医業外費用は8,751万6,000円、特別損失として6,390万1,000円を計上し、病院事業費用合計では20億8,792万5,000円、前年度と比較して1億2,544万8,000円の増となった。

これにより、788万4,000円の当年度純利益を計上し、前年度繰越欠損金15億7,585万2,000円と合わせて、当年度未処理欠損金15億6,796万8,000円を翌年度に繰り越した。

ウ 資本的収入及び支出

資本的収入については、企業債 1 億520万円、他会計補助金4,000万円、他会計負担金4,396万6,000円の計 1 億8,916万6,000円となった。

資本的支出については、建設改良費 1 億5,262万2,000円、償還金7,828万円の計 2 億3,090万2,000円となった。

建設改良費については、機械備品として電子カルテシステム 1 億780万円、診断用X線装置896万5,000円、ナスコールシステム643万5,000円、輸液ポンプ562万2,000円などを整備した。

なお、当年度末の企業債未償還金残高は、6 億2,853万9,000円となっている。

12ページをお開きください。

表17は省略いたします。

エ 従事職員体制

診療体制については表18のとおり、前期総括事項で述べた診療科目に常勤医師10人であった。看護部門については看護師57人、保健師 1 人、准看護師 1 人、介護福祉士 1 人の計60人であった。

技術部門については、薬剤師 4 人、放射線技師 3 人、検査技師 3 人、理学療法士 5 人、理学作業療法士 3 人、言語聴覚士 1 人、管理栄養士 2 人の計21人であった。

事務部門については、11人で、総数102人で病院会計事業を行った。

また、会計年度任用職員は54人であった。

表18は省略いたします。

13ページ、オ 経営分析等

経営分析の推移については、表19のとおりであるが、経常収支比率、医業収支比率及び病床利用率において、資金不足解消計画値との差が小さくなった。

表19は省略いたします。

経費については、表20のとおりであるが、前年度と比較して、増減率では職員被服費が77.9%、消耗備品費が76.2%と大きく減少している。また、増加額で見ると、医療費が872万円、燃料費が462万6,000円の増額となっている。

14ページです。経費の前年度対比、表20は省略いたします。

カ 補助金負担金

これ15ページにあるんですが、大変字が小さくて申し訳ありません。収益的収入における補助金負担金については、総務省の繰出基準に基づく一般会計負担金 2 億2,368万4,000円、一般会計補助金5,739万4,000円及び国県補助金等7,105万5,000円で総額 3 億5,213万3,000円の交付を受け、病院事業収益に占める割合は16.8%であった。

資本的収入における補助金負担金については、国保特別調整交付金4,000万円、総務省の繰出基準に基づく一般会計負担金4,396万6,000円で、総額8,396万6,000円の交付を受けた。

なお、収益的収入及び資本的収入に係る補助金負担金の状況は表21のとおりである。

表21は省略いたします。

キ 貯蔵品及び備品

貯蔵品については表22のとおりで、適正な在庫管理が行われている。

16ページです。各種医療用機器は安定的な保守点検等によって管理運用がなされ、車両とともに減価償却において定額法に従って整理の上、適切に処理されている。

意見

①当年度当初に内科の常勤医師2名を迎え入れ、4月末に会計年度医師1名が退職してから、1年間勤務医師数が同じレベルで推移したことは幸運であった。もちろん医療従事者の不足には人材派遣会社に頼らない、大学医局を通しての派遣、直接契約等といった様々な確保策が不可欠であり、年間を通じた確保策の実施が継続的な診療体制の維持につながったと思われる。

診療体制の維持及び利用者の安心な受診につながる医療従事者の確保に、今後も関係者の努力を期待したい。

②当年度は、病院経営に精通したコンサルティング会社と業務委託を締結し、支援を受けた。経営強化プラン策定支援や、様々な経営改善支援を受け、病床機能の見直しや削減等を行い、適切なベッドコントロールを進めた結果、病床稼働率、患者数、入院収益、医業収支比率等の数値が大幅な改善となったことは大変よい結果であった。これは、担当部署等関係者のたゆまぬ努力の成果であると思われるが、病院を取り巻く環境の変化が常にあり得るので、今後も支援会社の協力の下、経営改善のための日々の努力を期待したい。

③国の公立病院経営強化ガイドラインを受け、昨年10月に締結された大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協定を踏まえ、新年度から国保病院の運営体制が見直されることとなったが、特に夜間の診療体制の変更については、医師等の働き方改革や持続可能な診療体制の確保等、町民に対する丁寧な周知や説明が必要であり、当面の間、広報や行政区長会議等で適宜変更内容を説明していくべきと考えます。

(4) 老人保健施設事業会計

総括事項

業務予定量を1日平均入所者73人、通所者については、介護給付28人及び予防給付8人の計36人、居宅については年間延べ利用者972人、入所366日、通所305日、居宅243日として事業運営を行った。

ア 利用者の動向

入所利用者数は年間延べ2万6,580人、1日平均72.6人で、業務予定量を0.4人下回る結果となった。通所利用者は年間延べ8,439人、1日平均27.7人で、業務予定量を8.3人下回る結果となった。

なお、町内の入所者は2万1,240人で全体の79.9%を占め、通所者は7,644人、90.6%であった。

居宅利用者数は年間延べ976人で、業務の予定量を4人上回った。

入所者のベッド利用率は90.8%で、前年度より4.4ポイントの増となった。

年間利用者の数値は、表23のとおりである。表23は省略します。

イ 収益的収入及び支出

収益については事業収益4億7,246万6,000円、事業外収益9,284万3,000円、計5億6,530万9,000円で、費用については、事業費用5億4,682万3,000円、事業外費用257万7,000円、災害による特別損失2,749万6,000円、計5億7,689万6,000円となり、収支で1,158万7,000円の純損失の計上となった。

この結果、前年度繰越欠損金2億7,075万9,000円と合わせて、当年度未処理欠損金2億8,234万6,000円を翌年度に繰り越した。

表24は省略いたします。

ウ 資本的収入及び支出

資本的収入については、企業債410万円、一般会計から2,256万2,000円、及び訪問看護ステーション事業会計から1,128万1,000円の出資金の計3,794万3,000円となり、資本的支出については、冷凍冷蔵庫等の購入として、建設改良費529万円、償還金3,408万3,000円の計3,937万3,000円となった。

エ 従事職員体制

職員体制については、専任として看護師12人、准看護師1人、理学療法士2人、作業療法士4人、管理栄養士1人、介護福祉士14人、事務2人の計36人で、その他フルタイム会計年度任用職員19人及びパートタイム会計年度任用職員12人の計67人で業務に当たった。

オ 経営分析等

経営分析の推移は表25のとおりである。表25、省略いたします。

経費の前年度対比は表26のとおりであるが、経費総額1億986万4,000円で、燃料費賃借料等の増額がある一方、委託料等が減額となり、対前年度342万3,000円、3.2%増となった。

総事業費に占める割合は19.0%で、1.0ポイントの減となった。

表、25、26、省略いたします。

20ページ、意見。

当年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らいだことから、入所については利用者数、収益が多少上向いたが、通所は引き続き利用者数、収益とも減少している。その結果、経常収支比率は、令和3年度並みに戻ったが、年度途中で5,000万円の繰入金を受けてのことであり、100%を下回っている。

事業収支比率は、若干改善したものの低い段階にとどまっている。大変厳しい状況に置かれている当施設であるが、過度な投資にならないように、適正な事業実施に努める等、改善に向けた努力を期待したい。

②近年の決算状況から考慮すると、当町の介護の状況や老健施設の経営分析をし、長期的な施設の在り方を含めて、収支改善に向けた方向性を検討するべき時期に来ていると考える。

(5) 訪問看護ステーション会計

総括事項

業務予定量は、1日平均利用者数を平日30人、土曜2人とし、訪問看護297日、訪問リハビリ244日を実施した。また、24時間緊急連絡体制を継続実施した。

ア 利用者の動向

訪問看護ステーションの利用状況については、表27のとおりであるが、訪問看護は年間延べ4,125人、1日平均13.9人で、訪問リハビリについては年間延べ3,170人、1日平均13.0人で、合計延べ7,295人となり、1日平均業務予定量を平日は1.1人下回り、土曜日は0.5人上回った。

表27は省略いたします。

21ページ、イ 収益的収入及び支出

収益的収入については、事業収益及び事業外収益で6,042万9,000円。

収益的支出については、事業費用6,396万3,000円で、主たる費用は給与費5,752万2,000円であり、費用全体の

89.9%を占めている。その結果、当年度純損失353万4,000円の計上となった。

前年度繰越利益剰余金8,252万7,000円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は7,899万8,000円となり、翌年度へ繰り越した。

事業収益費用については、表28のとおりである。28は省略いたします。

ウ 従事職員体制

従事職員は、看護師3人、理学療法士1人、作業療法士2人の計6人、その他フルタイム会計年度任用職員2人の計8人で、業務に従事した。

エ 経営分析等

経営分析の推移は表29のとおりである。

22ページです。29は省略いたします。

意見

①給与費や経費が増加したことにより、結果として、前年度比で当年度損益や経常収支比率、事業収支比率等の数値が悪化している。少ない人数での運営で、人件費割合の高い事業であり、従事者の入れ替わりにより収支が変動することはやむを得ないことではあるが、なお一層収支改善に努力されることを期待する。

②町内で唯一の訪問看護事業所であり、利用者等の安心な生活に大いに寄与する事業であるので、引き続き利用者の期待と要望に応えるよう、一層の努力を望む。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでございました。

以上をもって、町長の提案理由の説明及び監査委員の審査した意見の報告は終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開は2時20分といたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

これより、代表監査委員の審査した意見の報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 監査の意見書、朗読いただきましてありがとうございました。監査委員さん、今年度から代わられたわけでございますけれども、意見の内容についてやはり代わればいわゆる城口カラーという切り口になるのかなということで、拝聴をさせていただきました。

それについてはそれだけなんですけれども、この中で一般会計の総務費8ページですが、この監査請求のことなんですけれども、監査請求が5年度で何件ぐらい出て、支障がなければ公表できる部分についてどのようなことがあったのかをちょっと尋ねたいと思ひまして、質問させていただきました。お願いします。

○議長（大泉 治君） 監査請求の件については、諸般の報告のほうに明記してございます。代表監査委員から答

弁を求めたいということであれば、代表監査委員から答弁を求めたいと思います。城口代表監査委員。

○代表監査委員（城口貴志生君） 5年度は、件数は1件でした。1月にございました。ここに書いてありますとおり、契約内容についての監査請求でございました。

以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 誰もいないので言わせていただきます。

まずもって代表監査委員、初めての決算監査ということで、本当に大変だったろうなというふうに思われますけれども、これ全部私も前の日に読ませていただきましたけれども、すばらしいなというふうな感じがあります。

ただしかし、ちょっと疑問に思った点が1点ありまして、そこだけ確認させていただきたいと思います。

まずもって代表監査委員、またほかに議会選出の監査委員と2名がおられるわけですが、これを仕上げるために全部に対して意見もありますが、これは代表監査委員が全部まとめたのでしょうか。どうぞ。

○議長（大泉 治君） 代表監査委員。

○代表監査委員（城口貴志生君） これは合議といいますか、合議の下にこういった書き方になりました。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 実は、民生費等に関してなんですが、やっぱり涌谷町始まって以来の女性監査委員かと私は自負しているんですけども、民生費なんかについては、女性目線でまとめていただくのではなかったかと、そういう期待が私の中にはありました。

しかしながら、読んでみると、前年度の監査の遠藤代表と同じようなまとめ方なんで、ちょっと私としては、そういうところも今後入れていただくと、やっぱり私ども議会のほうでもそうですけれども、女性目線、女性目線ということでお聴きになっているものですから、そういった面では、その辺を入れていただいて意見を付けていただくと、なおさらいいんじゃないかなというふうに感じたものですから、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 代表監査委員。

○代表監査委員（城口貴志生君） とても貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

監査については、このような形式でこういったことを書きなさいとか、実際規制というか、規定がないので、それぞれの監査委員たちで話し合っ、書いていくと。このぐらいのボリュームにはなっていますけれども、実際は自治体によってかなり開きがあるようでして、私も最初何をどういうふうにとりかかると非常に迷ったんですが、やはり一番近くに前任者のとてもすばらしいものがありましたんで、それを参考にさせていただいたということでもあります。

そういうことで規制が一切ないということでもありますけれども、ただいま貴重なご意見をいただきましたので、今後の参考にさせていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。（「了解です」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかに。9番伊藤雅一君。

○9番（伊藤雅一君） 病院事業についてお聴きします。

これまで、大変ご苦労してもなおなかなか赤字が毎年続いてきておったようでございますが、何か今年はず

っかり今までと違う結果が出ております。大変いろいろとご苦勞をおかけしたのではなかったかというふうに私なりに理解します。少しそのご苦勞のお話をお聴かせいただきたいなと思ひまして、質問いたしました。ひとつお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 町民医療福祉センター長。

○町民医療福祉センター長（前沢政次君） 大変ありがたいお言葉をいただきまして、こちらからも深く感謝を申し上げます。

特別なことをしたわけではございません。私ども今回のともかく皆さんに信賴していただいて、そして利用していただくということを視点に、まず患者さん、あるいはご家族の方々のお気持ちを大事にしようということで、取り組みました。

そのときの私なりのキーワードは連携でありました。例えば、外来入院、今いろんなケースがありますけれども、何かやはりご自身でお困りになってかかれるという、自ら選んでくださる場合もありますが、多くは代表的な病院であります大崎市民病院、それから石巻日赤病院、こういうところから急性期の時期を過ぎた方の経過観察でありますとか、あるいはリハビリテーションでありますとか、そういうことが一昨年度まではなかなか頼んでも受けてもらえないということで、ほかの病院に送るようなことが多かったようございましてけれども、ともかく頼まれたら断らないということでやってまいりました。

ただ、それを実行しますと、大変なひずみが出てまいりまして、例えば病棟のほうは今日は1名とか2名とか入院予定であったのが、4名、5名、場合によっては7名ぐらいが同じ日に入院を受けなければいけないというようなことで、大変な職員に苦勞をかけたかと思ひます。なるべくそれを実行してまいりました。

それから、連携のもう一つは開業の先生方からの紹介患者さん、これを必ず受入れということで、これもお願いをしたり、逆紹介をしたりしながら、コミュニケーションを図って受け入れてまいりました。

それから、今しきりに国は医療と介護の連携ということをやっておりますけれども、私どもにとりましては、それぞれ医師が3か所ほど特別養護老人ホームなどを担当しておりますけれども、嘱託医をしておりますが、ここで看護に当たられる方々がちょっと熱が出たとか、尿が出ないとか、ちょっとしたことで困り事があったときに、ともかくその人たちをまず外来で診て、できれば入院という形で受け止めるという連携も密にいたしました。

それで、十分なことができたと思ひます。できるだけことができたと思ひますし、身近な言葉で言えば、大分連れてきたときに、かつては嫌みをいろいろ言われながら、何でこんなに悪くなるまでほっといたのか、何でこんなに軽いのに連れてきたのかというようなことがいろいろあったようでありますけれども、ともかく受け入れると。笑顔で受け入れるということを徹底してまいりました。まだまだ不十分なところはあろうかと思ひます。

あと、在宅はなかなか伸びなかったんですけれども、特別養護老人ホーム等での福祉施設での看取りですね、これについても、十分ご本人、ご家族と話し合った上で、必ずしも最後は病院でなくても、静かに家族に見守られながら、福祉施設で人生を全うするというようなことにもできるだけの協力をいたしまして、そういう連携の数々が一つのキーになって、高い利用率を確保できたのではないかなと考えております。

これを維持していくというなかなか大変なことございまして、いろいろ職員に苦勞をかける、また一部の職

員に負荷がかかるというようなことをなるべくなくすために、人事異動をできるだけ頻繁にするとか、それから働き方改革もありましたので、できるだけメンタル面での燃え尽き症候群等のないように、十分配慮しながらやっていく。それから、職員の意見を十分に聴く。そして、改善できるところは少しずつ改善していくということをやっていきたいと思っております。

残念ながら、最近では外来患者数は若干減っております、これについてもどこが問題なのか、どう工夫したらいいのか、職員が一同一丸となって考えて、皆様に最初に申し上げたとおり信頼され、そして利用していただける病院に一層していきたいと、こんなふうに考えております。

ご質問大変ありがとうございました。

○議長（大泉 治君） 9番、指名を受けてからお願いします。9番伊藤雅一君、マイク使って。

○9番（伊藤雅一君） どうもすみません。大変町としても本当に事業としても、なかなか収支、収支のバランスが取れず、本当にご苦労を今までおかけしてきた部門でございまして、本当に今回は見事にそれを改善に向けて、本当にその結果を出していただいたわけございまして、私個人としても心から感謝を申し上げるものでございます。どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（大泉 治君） 本来であれば、監査委員への質疑の最中でございますけれども、医療福祉センターに関する質疑の場合に、必要であればセンター長に答弁をいただくために、お忙しい中出席いただきました。それに対する質疑がございましたので、議長としてセンター長に対する質疑を許可いたしましたので、議員の皆様方にはご了承いただきたいというふうに思いますし、またセンター長、病院会計、老健会計、それらに関することに質疑があれば、センター長にお伺いしていただければというふうに考えております。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

なお、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することに決しました。



◎延会について

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。



◎延会の宣言

○議長（大泉 治君） 本日はこれで延会します。

延会 午後2時35分